3423	水酸化テトラメチルアンモニウム（固体）	TETRAMETHYLAMMONIUM HYDROXIDE, SOLID
3484	ヒドラジン（水溶液）(引火性のもので濃度が37質量％を超えるもの)	HYDRADINE AQUEOUS SOLUTION FLAMMABLE with more than 37% hydrazine, by mass

に改める。

別表第１備考10の表ＳＰ188の項(2)中「該当するリチウムイオン組電池」の下に「(平成21年１月１日前に製造されたものを除く。)」を加え、同項(6)中「４以下の数の単電池又は」を「ボタン形電池が組み込まれている装置若しくは部品又は４以下の数の単電池若しくは」に改める。

別表第１備考10の表ＳＰ198の項中「印刷用インク関連物質」を「印刷用インク関連物質、香料製品類」に改め、「1263」を「1263、1266」に改める。

別表第１備考10の表ＳＰ219の項を次のように改める。

ＳＰ219	備考６(1)のＰ904に規定する小型容器に収納された場合は、危険物に該当しない。

別表第１備考10の表中

ＳＰ239	１　次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　ナトリウム、硫黄又はポリ硫化物以外の危険物を含まないこと。 (2)　運送される温度において、液状のナトリウムが存在しないこと。 (3)　単電池にあっては、ナトリウム、硫黄及びポリ硫化物が漏えいしないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉されたものであること。 (4)　組電池にあっては、ナトリウム、硫黄及びポリ硫化物が漏えいしないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉された単電池が、固定されたものであること。 ２　自動車等に組み込まれたものを除く。

を

ＳＰ239	１　次に掲げる要件を満たすものに限る。 (1)　ナトリウム、硫黄又はポリ硫化物以外の危険物を含まないこと。 (2)　運送される温度において、液状のナトリウムが存在しないこと。 (3)　単電池にあっては、ナトリウム、硫黄及びポリ硫化物が漏えいしないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉されたものであること。 (4)　組電池にあっては、ナトリウム、硫黄及びポリ硫化物が漏えいしないように製作された金属製の容器又は包装で完全に密閉された単電池が、固定されたものであること。 ２　自動車等に組み込まれたものを除く。
ＳＰ240	１　蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とする自動車又は装置に限る。 ２　内燃機関及び蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とする自動車は、国連番号が3166の危険物に該当する。 ３　燃料電池を内蔵する自動車は国連番号が3166の危険物に該当する。

に、

ＳＰ291	１　次に掲げる要件を満たす冷凍機器類に限る。 (1)　液化された引火性のガスは、当該冷凍機器類の構成要素に充てんされていること。 (2)　液化された引火性のガスを充てんする冷凍機器類の構成要素は、冷凍装置が作動する圧力の３倍以上の圧力に耐えられるよう設計され、かつ、試験されたものであること。 (3)　液化された引火性のガスにより破裂し、又は亀裂が生じないように設計され、製作されたものであること。 ２　内蔵されているガスが12kg未満の冷凍機器類は、危険物に該当しない。
ＳＰ292	酸素の濃度が23.5％以下の空気に限る。

を

ＳＰ290	収納される物質に放射性物質等以外の分類又は項目に該当する物質を含む場合は、Ｌ型輸送物の基準に加え、次に掲げる要件に従わなければならない。 (1)　当該物質の容量又は質量が微量危険物の許容容量又は許容質量以下の場合は、その容器は備考５の２(1)注３の要件に適合しなければならない。 (2)　当該物質の容量又は質量が微量危険物の許容容量又は許容質量を超える場合は、当該物質が該当する品名の危険物として運送しなければならない。この場合において、当該物質の品名のほか、Ｌ型輸送物の品名を表示しなければならない。 (3)　上記(2)に該当する場合は、少量危険物として運送してはならない。
ＳＰ291	１　次に掲げる要件を満たす冷凍機器類に限る。 (1)　液化された引火性のガスは、当該冷凍機器類の構成要素に充てんされていること。 (2)　液化された引火性のガスを充てんする冷凍機器類の構成要素は、冷凍装置が作動する圧力の３倍以上の圧力に耐えられるよう設計され、かつ、試験されたものであること。 (3)　液化された引火性のガスにより破裂し、又は亀裂が生じないように設計され、製作されたものであること。 ２　内蔵されているガスが12kg未満の冷凍機器類は、危険物に該当しない。

に

改める。

別表第１備考10の表ＳＰ297の項中「第16条の２第９項」を「第16条の２第11項」に改める。

別表第１備考10の表中

ＳＰ304	１　アルカリマンガン電池、亜鉛炭素電池、ニッケル金属水和物電池及びニッケルカドミウム電池は、危険物に該当しない。 ２　１のほか、次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　乾電池のケースが破損した場合にあっても、電解質が漏えいしないものであること (2)　短絡を防止するための措置が講じられていること

を

ＳＰ304	水酸化カリウムを乾燥させた状態の電池に限る。

に、

ＳＰ310	次に掲げる要件を満たす場合であって、単電池又は組電池の総数が100以下のときは、ＳＰ230の(1)の要件を適用しない。 (1)　容器等級Ⅰの危険物を収納して運送することができる容器の基準に適合した容器（金属製ドラム、プラスチック製ドラム、合板製ドラム、金属製箱、プラスチック製箱又は合板製箱に限る。）に収納されていること (2)　個々の単電池又は組電池が内装容器に収納されており、かつ、緩衝材（非可燃性かつ非導電性のものに限る。）により保護されていること

を